

## 工事検査基準

### (目的)

第1条 この検査基準は、三沢市検査事務要綱（平成16年1月13日制定）第20条の規定に基づき、工事の検査を行うにあたって必要な基準を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (検査の内容)

第2条 当該工事を対象として契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（以下「契約図書」という。）に基づき、施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

### (工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約図書の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理に関して各種の記録（写真及びビデオその他の媒体による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書等とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### (工事の出来形の検査)

第4条 工事の出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約図書を対比して、別表第2に基づき行うものとする。ただし、不可視部分等の検査において、出来形図、写真等により、当該出来形の適否を判定することが困難なとき、その他検査を行うに当り必要があると認めるときは、工事の目的物の一部の破壊その他の処理を要求し、又は工事に関する説明を求め、検査を行うものとする。

### (工事の品質の検査)

第5条 工事の品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約図書を対比して、別表第3に基づき行うものとする。ただし、不可視部分等の検査において、品質管理の状況を示す資料、写真等により、当該品質及び性能適否を判定することが困難なとき、その他検査を行うに当り必要があると認めるときは、工事の目的物の一部の破壊その他の処理を要求し、又は工事に関する説明を求め、検査を行うものとする。

### (出来形部分の数量の確認)

第6条 工事の出来形部分の数量は、工事の出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図、その他の関係図書により確認するものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上がりの状態、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観、使い勝手や使用者の安全に対する配慮、関連工事との全体的な調和等の出来ばえについて、目視、観察により検査を行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定められていないものについては、工事関係 J I S 要覧、関係仕様書等の管理基準に準拠するものとする。

(委任)

第9条 この基準の施行に関し必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月15日改正)

この基準は、平成26年4月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事施工状況に係る検査留意事項

項目	関係書類	主な内容
①施工管理一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 設計図書</li> <li>・ 工事共通仕様書 （特記含む）等</li> <li>・ 工事検査実施要領等</li> <li>・ 施工協議簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書等の履行状況</li> <li>・ 施工管理全般の認識度合い施工全般に係る創意、工夫指示、承諾、確認事項等の処理</li> </ul>
②施工計画 現場管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書、施工図</li> <li>・ 承諾図、設計図書等</li> <li>・ 工事記録写真</li> <li>・ 施工協議簿、添付書類等</li> <li>・ 施工体制台帳（該当する場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程、施工図書等の確認</li> <li>・ 指示、承諾、協議、報告、通知、確認等の図書等との整合確認</li> <li>・ 施行方法、工法検討</li> <li>・ 現場管理状況（施工体系図確認）</li> </ul>
③工程管理 段階確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施工程表 （計画と実工程）</li> <li>・ 施工協議簿、添付書類等</li> <li>・ 社内検査記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程管理状況、進捗状況、図面等との整合確認</li> <li>・ 社内検査の内容（項目等の確認）</li> </ul>
④品質・出来形 ・ 性能管理 段階確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質管理表（図）、規格証明書</li> <li>・ 使用資材承認願</li> <li>・ 検査試験成績表</li> <li>・ 出来形表、出来形図</li> <li>・ 社内検査記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種試験、性能確認検査等（項目等の確認）</li> <li>・ 支給、貸与資材の確認</li> <li>・ 社内検査状況（項目等の確認）</li> </ul>
⑤安全管理 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約図書</li> <li>・ 施工計画書</li> <li>・ 安全管理記録（現場、交通管理）</li> <li>・ 公安委員会等の許可書関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理、交通処理の処理状況</li> <li>・ 作業標識、安全管理施設整備状況</li> <li>・ 関係法令等の遵守状況</li> <li>・ 排ガス対策型建設機械の使用状況</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備日報、その他関係書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>況など使用機械計画の確認</li> <li>・過積載の有無の確認</li> </ul>
⑥現場発生品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設副産物処理に関する書類</li> <li>・再生資源利用計画書 (実施書)</li> <li>・再生資源利用促進計画書 (実施書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種発生品の処理状況</li> <li>・各計画書と実施書による確認</li> <li>・産業廃棄物管理票 (マニフェスト)による確認</li> </ul>
⑦支給品及び貸与品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給品及び貸与品に関する書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給、受領、使用及び返納の処理状況の確認</li> <li>・品名、数量、品質、規格等の確認</li> </ul>
⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建退協」関係書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識掲示の確認等</li> </ul>

- ※ 1 完成検査等の各検査を実施する場合は、上記の各項目により関係書類の有無等を確認のうえ、適宜実地検査と合わせて検査を行うこととする。
- 2 工種、工事内容により適宜必要な項目、内容を適用する。

別表第2（第4条関係）

出来形寸法検査基準

工 種			検査内容	検査密度	
共 通	一 般 施 工	共 通	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
		工 種	法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
			吹付工		
		植生工			
		基礎工	基準高、根入長、偏心量	杭5本につき1箇所以上	
		石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)	
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)	
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性、延長	基準高、幅及び横断勾配は、100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上) 厚さは、施工面積2,000㎡につき1箇所以上コアーによる検査(ただし、2,000㎡以下の場合は、2箇所以上)	
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)	
		土工	基準高、幅、法長	100mにつき1箇所以上(た	

			だし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
河川	梁堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
	浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門、樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	水門、樋門、樋管は、本体部、 呑口部につき構造図の寸法表示箇所 の任意部分  函渠は、同種構造物ごとに2箇所以上
	水門		
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、 スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと、 その他は、同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法  基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は、主要部材について、 寸法表示箇所の任意部分  その他は、5径間未満は2箇所

			以上 5 径間以上は、2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、 キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は、5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は、2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、 深さ、間隔、延長	両坑口部を含めて、100m につき 1 箇所以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は、両坑口部を含めて 3 箇所以上)
公園	植栽	幹周、幅、高さ、本数、延長	5 測点につき 1 箇所以上(ただし、5 測点以下の場合は、2 箇所以上)
下水	管(函)渠	基準高、幅、径(高さ)、延長	100m につき 1 箇所以上(ただし、100m 以下の場合は、2 箇所以上)
	人孔	基準高、幅、高さ	1 孔に 1 箇所
	処理場	基準高、幅、高さ、延長	1 施工単位につき 1 箇所以上 (ただし、1 施工単位以下の場合は、2 箇所以上)
	その他の構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。
建物	外壁面	厚さ、長さ、高さ、平坦性	主要箇所寸法の実測。
	屋根	厚さ、長さ、高さ、勾配、	主要箇所寸法の実測。

外部 工事		防水性	
	バルコニー	厚さ、長さ、高さ、勾配	手すり高さと間隔の実測。
建物 内部 工事	外部建具	規格寸法、数量、垂直、水平機能	建付け、コーキングの有無、作動状態の確認。
	床面	厚さ、高さ、平坦性、防水性	主要箇所寸法の実測。床組堅固性、不陸調整の方法の確認。
	壁面	厚さ、垂直、平坦性	主要箇所寸法の実測。下地処理及び仕上げ材の付着状況の確認。
	天井面	高さ、厚さ、平坦性、	主要箇所寸法の実測。下地及び仕上げ材の確認。
	内部建具	規格寸法、数量、機能	見込み、見付寸法及び軸組確認、建付け及び作動状態の確認。
	付属器具類	規格寸法、数量、機能	主要箇所寸法の実測。器具等の操作と固定状態の確認。
	屋外付帯工事	延長、高さ、数量、機能	主要箇所寸法の実測。器具等の操作と固定状態の確認。
	設備工事	材料の規格、寸法、長さ、数量、位置、勾配、高さ、深さ、厚さ、支持間隔、機能	主要箇所寸法の実測。器具等の操作と固定状態の確認。



別表第3（第5条関係）

品質検査基準

工 種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1)品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	(1)観察又は品質証明書により検査する。 (2)場合により実測する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書等と対比して適切か。 (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 (2)支持力又は密度は、設計図書等と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート工	(1)コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か。		
	構造物の性能	(1)構造物又は付属設備等の性能は、設計図書等と対比して適切か。	(1)主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	(1)アスファルト量、骨材粒度、密度及び温度管理は設計図書等と対比して適切か。	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。

建 築	材料	(1)品質及び形状は設計図書等と比較して適切か。	(1)観察及び品質証明等により 検査する。 (2)場合により実測する。
	鉄筋コンクリート工事(無筋コンクリート工事含む)	(1)強度等は設計図書と比較して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
	鉄骨工事	(1)強度、材質等は設計図書と比較して適切か。	
	ブロック及びALCパネル工事		
	左官工事	(1)強度、乾燥、材質等は設計図書と比較して適切か。	
	タイル工事		
	防水工事	(1)乾燥、材質等は設計図書と比較して適切か。	
	木工事	(1)乾燥、等級等は設計図書と比較して適切か。	
	内装工事		
	建具工事	(1)材質、機能等は設計図書と比較して適切か。	
	塗装工事	(1)規格、品質等は設計図書と比較して適切か。	
	金属工事	(1)規格、材質等設計図書と比較して適切か。	
雑工事	(1)規格、品質、機能等は設計図書と比較して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測又は操作す	

			る。
設 備	機材	機器、材質、形状、寸法、構造、機能等が設計図書と比較して適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。
	性能	施工時及び完了時の検査、諸試験の状況が設計図書と比較して適切か。	(2)場合により実測又は運転操作する。

- ※ 1 検査の許容範囲基準については、青森県県土整備部制定「土木工事共通仕様書施工管理基準及び規格値」及び関係仕様書等の管理基準に定めた規格とする。